

●香川県選挙管理委員会告示第30号

令和7年12月23日付けで香川県観音寺市観音寺町甲1213番地12の中塚康行から提起された同年11月16日執行の観音寺市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、令和8年4月16日次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和8年4月21日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

裁 決 書

香川県観音寺市観音寺町甲1213番地12

審査申立人 中塚 康行

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和7年12月23日付けで提起された同年11月16日執行の観音寺市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、香川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力について、令和7年11月25日に観音寺市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、市委員会は同年12月19日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件選挙における当選人立石珠美（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てを行った。

本件選挙における被選挙権（住所要件）を有するためには、観音寺市内に引き続き3箇月（令和7年8月16日から同年11月16日まで。以下「本件期間」という。）以上住所を有する必要があるが、申立人は、当選人の生活の本拠は元義父母宅である転居前住所（三豊市高瀬町。以下「前住所地」という。）に置かれており、観音寺市内に存在しないことから、当選人の当選を有効とした原決定を取り消し、本件選挙における当選人の当選を無効とすべきであるとしている。

その理由とするところは、審査申立書及び反論書の内容を要約すれば、次のとおりである。

- 1 市委員会は、現住所における生活実態を調査しているが、現住所地には同居家族が複数おり、電気料金などの使用実態による推論は不可能である。前住所地の電気、ガス、水道の使用料も調査すべきである。また、携帯電話の位置情報で睡眠場所を確認することが最善の方法であると考えており、市委員会による調査プロセス全体の適格性を問う。
- 2 前住所地において猫を飼っていることや、衣類を置いていることも生活の拠点が完全に移動していない証である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会からは弁明書及び証拠書類を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。なお、申立人から証拠書類の提出及び口頭意見陳述の申立てはなかった。

第1 争点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定し、法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が当該議員の被選挙権を有すると規定する。

したがって、当選人が、本件期間、引き続き観音寺市内に住所を有していたか否かが争点である。

第2 市委員会の弁明書の要旨

1 居住実態の推論について

- (1) 複数の公的な届出状況、郵便物、交通費の支給状況、聞き取り内容などを総合的に判断し決定しており、電気料金などの使用実態のみをもって判断していない。
- (2) 本件期間、引き続き3箇月以上観音寺市内に住所を有していたことが争点であるので、その期間の現住所地での電気料金などの使用実態を調査したものであり、その結果、一定の使用が認められた。現住所地、前住所地いずれも単身世帯ではなく、使用料の比較については必要がないと判断した。
- (3) 携帯電話の位置情報については、証拠としては提出されず、調査権限の確認や手続きに時間を要し、限られた審査期間では取得できないと判断した。

2 前住所地を生活の本拠とする証について

- (1) 猫の飼育については、当選人がそのために前住所地に通っていた事実は認められるが、それをもって生活の本拠があることを証明できるとは認められない。
- (2) 衣類については、決定書において前住所地に置いているとの証言を記載しているが、家屋への立ち入りの許可がなく、証言のみでありその存在を確認できていないため、事実として採用していない。

第3 当委員会が認定した事実

市委員会から提出された証拠書類等から、次の事実が認められる。なお、これらに反する証拠はなく、申立人からの反証もない。

(1) 当選人の住民記録等の状況

当選人は、令和3年7月30日を転入日として現住所地に転入した旨、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）上の転入届を提出し、以降住所の変更はない。

また、当選人の運転免許証の住所は現住所地であり、保管場所標章番号通知書における自動車の使用の本拠の位置及び自動車の保管場所の位置も現住所地である。

(2) 現住所地における家屋及び土地の所有状況

建物及び土地の全部事項証明書によると、家屋及び土地の所有者は当選人の弟である。

(3) 現住所地での電気、ガスの使用状況

当選人の現住所地での電気、ガスの使用状況は以下のとおりである。また、電気、ガスの契約名義は当選人の弟であり、住民票によれば、弟を世帯主とする4人世帯である。なお、下表には、当委員会において、総務省による令和7年家計調査報告のうち、2人以上の世帯における該当月に係る四国地方の支出金額を確認し付記している。

ア 電気の使用状況

| 年月 | 料金 (円) | 使用期間 | <参考> 家計調査報告 (円) |
|--------|--------|------------------|--------------------|
| 令和7年7月 | 24,632 | 令和7年6月16日～7月14日 | 12,040 |
| 8月 | 26,265 | 令和7年7月15日～8月14日 | 12,756 |
| 9月 | 23,803 | 令和7年8月15日～9月11日 | 14,954 |
| 10月 | 15,058 | 令和7年9月12日～10月15日 | 13,720 |
| 期間平均 | 22,440 | | 13,368 |

イ ガス料金

| 年月 | 料金 (円) | 使用期間 | <参考> 家計調査報告 (円) |
|--------|--------|------------------|--------------------|
| 令和7年7月 | 4,012 | 令和7年7月10日～8月10日 | 3,245 |
| 8月 | 3,905 | 令和7年8月10日～9月10日 | 2,836 |
| 9月 | 3,707 | 令和7年9月10日～10月10日 | 2,567 |
| 期間平均 | 3,875 | | 2,883 |

(4) 現住所地での郵便物の受取り

当選人あての郵便物の写しによれば、宛先が当選人の現住所地となっている封筒について、当該郵便物の表示や内容から、令和7年7月に作成されたものであることは推認できるが、受け取った時期は確認できない。

(5) 当選人の勤務状況について

令和7年8月から同年10月までの給与支給明細書及び市委員会の聴取内容から、観音寺市内に所在する勤務地へ勤務した日数及び通勤手当の額は以下のとおりであり、通勤手当額を勤務日数で除した1日当たりの金額は、いずれの月も1日当たり87円となる。なお、通勤手当の負担元に確認したところ、交通用具支給者に対する手当額は1km当たり15円とのことであった。

| 年月 | 勤務日数 | 通勤手当 (円) |
|--------|------|----------|
| 令和7年8月 | 7日 | 609 |
| 9月 | 19日 | 1,653 |
| 10月 | 18日 | 1,566 |

第4 当委員会の判断

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条において、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、判例では、「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである」とされている（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではな」く（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、「一定の場所が住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきもの」とされている（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

これらの判例を参考に、当選人の住所について、以下のとおり総合的に判断した。

1 本件期間における当選人の生活の本拠について

上記認定事実のとおり、当選人が生活の本拠を観音寺市内に置いていることについて、複数の公的記録から確認することができ、勤務先から支給されている通勤手当の金額や郵便物の受取状

況などにおいて矛盾は認められない。また、現住所において継続的に電気などを使用していた状況を確認することでき、統計的数値との比較においても不自然な状況は認められない。

これらのことは、当選人が現住所地に生活の本拠を置いていたことを直接証明するものではないが、申立人からはこれを否定する証拠及び前住所地に生活の本拠を置いていたことの証拠のいずれも提出されておらず、申立人の主張を採用することはできない。

以上のことから、本件期間の当選人の生活の本拠は現住所地にあったものと判断することが相当である。

2 申立人のその他の主張について

前住所地の電気料金などの調査については、前住所地は複数人が同居する世帯であるため、電気料金などの追加調査を行ったとしても、当選人が生活の本拠を置いていたことを直接証明することはできず、本件判断には影響がないことから、実施する理由がない。

携帯電話の位置情報については、市委員会は法に定められた審査期間内で調査を実施する必要があることから当該調査を実施しないことを判断したものであり、適格性を欠くとまではいえない。また、携帯電話の位置情報は、たとえ本人が携帯電話事業者に対して請求をした場合であっても開示されないことが通常であり、また、もとより当選人が当該資料を提出するかどうかは任意である。

第4 結論

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がなく、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定は正当であり、取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年4月16日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服がある者は、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、高松高等裁判所に訴訟を提起することができる。